

東遠広域都市計画地区計画の決定(掛川市決定)

都市計画鳥居町国道沿道地区計画を次のように決定する。

名 称		鳥居町国道沿道地区計画		
位 置		掛川市大池 字三ノ坪，字十四ノ坪，字十五ノ坪， 字二十四ノ坪，三十五ノ坪の各一部 二瀬川の一部 元新の一部		
面 積		約 5.3ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、掛川市の中心部から西北西約 2 km、主要幹線道路国道 1 号及び都市計画道路長谷桜木線の交差点角地に位置する。</p> <p>用途地域指定において、住居地域から準工業地域への移行により、交通量の多い国道 1 号沿道の積極的土地利用を図り沿道サービス型店舗等の立地を許容しつつ、これと調和した背後地の住環境の保護を行うことを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>本地区の、国道と幹線道路の交差する地形的な沿道サービス型土地利用を図りながら、周辺の住環境を配慮した土地利用を目指す。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>良好な自動車関連サービス施設等沿道サービス型店舗等の土地利用を形成するため、建築の用途の制限，建築物の高さの制限を行う。</p>		
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	鳥居町沿道地区	
		地区の面積	約 5.3ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>建築基準法別表第二(ほ)項に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>ただし、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 1,000 m²を超えない自動車修理工場を除く。</p>	
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さ 12.0m	

「区域は計画図表示のとおり」